

# 長野県工業技術総合センターの研究コンプライアンス対応規程

## (目的)

第1条 この規程は、地方自治法、地方公務員法、長野県の組織・財務・サービスなどの法規に基づき、工業技術総合センター（以下「センター」という。）が行う研究活動において、研究倫理を含むコンプライアンス（以下、「研究コンプライアンス」という）を確保するため「研究活動に係る不正行為」及び「公的研究費の取扱いに係る不正行為」への対応について必要な事項を定め、研究活動の信頼性と公正性を維持することを目的とする。

## (対象・定義)

第2条 この規程において対象とする「研究活動に係る不正行為」とは、センターが公表する研究成果に示されたデータや調査結果等になされた、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ることで行われた次の各号に定める行為をいう。

- (1) 捏造：存在しないデータ又は研究結果等を作成すること。
  - (2) 改ざん：研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
  - (3) 盗用：他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解若しくは適切な表示なく流用すること。
  - (4) 前号以外の研究活動上の不適切な行為であって、科学者の行動規範及び社会通念に照らして研究者倫理からの逸脱の程度が甚だしいもの。
- 2 この規程において対象とする「公的研究費の取扱いに係る不正行為」とは、長野県単独の研究費、国もしくは国が所管する法人などが提供する競争的研究費（以下「競争的研究費」という。）、その他法人の研究助成事業など、センターが扱う研究費（以下「公的研究費」という。）の運営管理に関する不正行為をいう。
- 3 本規程におけるセンター研究者とは、センターの研究活動に係る職員のことをいう。

## (責任体制)

第3条 センターにおける公正な研究活動を推進するために、研究コンプライアンス教育、不正行為への対応及び公的研究費の運営管理を適正に行うための責任体制は次のとおりとする。

### (1) 最高管理責任者

所長は、最高管理責任者として、強力なリーダーシップの下、不正防止に向けた取り組みを促すとともに、センター全体の研究コンプライアンス教育及び公的研究費の運営管理について責任を負う。また、研究活動の不正防止行動計画（以下「行動計画」という。）を策定・周知し、着実な実施のために必要な措置を講じる。

### (2) 統括管理責任者

技術連携部門長は、統括管理責任者として、最高管理責任者を補佐し、不正防止対策の組織的な体制を統括し、行動計画に基づきセンター研究者に対し、定期的に研究コンプライアンス教育を行う。また、研究コンプライアンスや啓発活動の対象や時間、回数、実施時期、内容等を示し、研究コンプライアンス推進責任者と連携しながら具体的な対策を行い、最高管理責任者に実施状況を報告する。

### (3) 研究コンプライアンス推進責任者

各技術部門の部門長は、研究コンプライアンス推進責任者として、技術部門の研究コンプライアンス教育及び公的研究費の運営管理について責任を負い、最高管理責任者の指示の下、次のことを実施する。

- ①行動計画に基づき技術部門における不正防止対策を行い、最高管理責任者に実施状況を報告する。
- ②技術部門の研究コンプライアンス教育を進め、管理責任を明確化し、不正防止に努める。
- ③長野県財務規則等に基づく監査及びモニタリングにより公的研究費の執行状況を確認し、必要に応じ

改善指導する。

④不正行為の疑惑が生じた場合、研究コンプライアンス推進責任者は、最高管理責任者に報告し、指示を仰ぎ、迅速・的確に対処する。

(4) 研究コンプライアンス教育責任者

各技術部門の研究コンプライアンス担当部長は、研究コンプライアンス教育責任者として、研究コンプライアンス推進責任者を補佐し、その指示の下、技術部門の研究コンプライアンス教育に取り組み、センター研究者の研究コンプライアンス教育研修の受講状況を管理監督し、研究コンプライアンス推進責任者に報告する。

(5) 研究コンプライアンス副責任者

各技術部門の研究部長は、研究コンプライアンス副責任者として、活用する公的研究費の運営管理について責任を負い、研究コンプライアンス推進責任者の指示の下、次のことを実施する。

①行動計画に基づき不正防止対策を行い、研究コンプライアンス推進責任者に実施状況を報告する。

②研究コンプライアンス教育責任者と連携し、センター研究者の研究コンプライアンス教育研修の受講を徹底する。

③センター研究者が行う公的研究費の執行状況を確認するモニタリングを行い、研究コンプライアンス推進責任者に報告し、必要に応じて改善指導する。

(6) センター研究者

センター研究者は、研究コンプライアンスを理解・習得し、公正な研究活動と適正な公的研究費の執行を行う。

(7) 監事

次長は、監事として、センターの公的研究費の取扱いについての不正防止に関する内部統制の状況をセンター全体の観点から最高管理責任者へ意見を述べる。

(行動規範)

第4条 センター研究者は、長野県組織規則でセンターに定められた産業の発展に寄与する目的の達成に向け、長野県職員として高い倫理観を持ち、産業振興に貢献する研究活動を行う。

2 センター研究者は、研究活動において、長野県及び長野県工業技術総合センターの定める諸規程等を遵守し、第2条1項に定める不正行為を行わない。

3 センター研究者は、公的研究費の執行において、長野県の会計関係規則等及び研究に係る事業要領等に定められた助成条件や運用ルールを遵守し、第2条2項に定める不正な運営管理を行わない。

4 センター研究者は、実験・記録ノート、実験データその他の研究資料等を長野県の文書管理及び情報公開・個人情報保護の諸規程に基づき、10年間適切に保存・管理し、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。

5 センター研究者は、研究に用いる装置、機器、薬品、材料等を長野県の財産規則等に基づき適切かつ安全に管理及び使用し、正当な理由なく外部に持ち出してはならない。

(センター研究者の研究コンプライアンス意識向上)

第5条 センター研究者は、研究コンプライアンス教育研修を定期的に受講するとともに、研究活動の公正性の確保と、長野県の諸規程及び研究に係る事業要領等に定められた助成条件や運用ルール等を遵守することを誓約した書面を所属する技術部門の研究コンプライアンス推進責任者に提出しなければならない。(様式1号誓約書)

(公的研究費の運営・管理)

第6条 センターにおける公的研究費の運営・管理は、長野県財務規則、事務処理規則、会計関係例規等の諸規程によるほか、「長野県工業技術総合センター研究管理要綱」及び研究に係る事業要領等に定められた助成条件や運用ルール等に基づき実施し、適切な会計手続、証拠書類保管等を行わなければならない。

(研究倫理委員会の設置・運営)

第7条 研究活動に係る不正行為の防止、疑義等に対し的確に対処するため、最高管理責任者直轄の研究倫理委員会（以下、「倫理委員会」という。）をセンターに設置する。倫理委員会は「長野県工業技術総合センター経営委員会設置規程」に定める委員が兼ね、事務局は技術連携部門に置く。

- 2 倫理委員会には、委員長を置き、委員長は最高管理責任者とし、委員長が招集、運営する。
- 3 委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。
- 4 議決を要する事項については、出席者の3分の2以上をもって決定する。
- 5 倫理委員会は必要が認められるときは、学識経験者等を招聘し意見を聴くことができる。
- 6 倫理委員会は非公開とする。

(研究倫理委員会の業務)

第8条 倫理委員会は、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 不正防止行動計画など不正行為の防止に関すること。
- (2) 不正行為の疑義等の事案に係る調査及び対策に関すること。
- (3) その他、研究コンプライアンスに関する必要な事項に関すること。

(受付窓口設置)

第9条 センターにおける不正行為に関する疑義の受付、又は相談等を受ける窓口（以下「受付窓口」という。）は、倫理委員会事務局の技術連携部門とし、センター内外に周知するものとする。

- 2 受付窓口は、疑義を受け付けた場合、内容や通報者の秘密保持を徹底し、直ちに統括管理責任者を通じ、最高管理責任者（倫理委員会委員長）に報告する。

(疑義事案の取扱い)

第10条 不正行為を発見した者、又は疑いを思料するに至った者は、書面、電話、FAX、電子メール、面談等を通じて、相談・通報・告発等（以下「通報等」という。）を行うことができる。

- 2 通報等は、顕名によることを原則とし、不正行為の疑義のある対象者（以下「疑義対象者」という。）、不正の内容等が明示され、かつ、科学的合理的理由が示されているものを受け付ける。
- 3 前項の顕名規定にかかわらず、匿名や報道等により不正行為の内容等が明示されている疑義や指摘があった場合、倫理委員会は事案に応じ、第2項に準じた取扱いをすることができる。
- 4 会計検査院及び外部機関等からの疑いの指摘は、第2項に準じた取扱いをすることができる。
- 5 最高管理責任者は、通報等を受け付けた場合は、所管課に報告し、必要な措置を協議する。

(通報者等の取扱い)

第11条 この規程に定める業務に携わる全ての者は、業務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。職員等でなくなった後も、同様とする。

- 2 最高管理責任者は、調査が完了するまで、通報者及び疑義対象者の意に反して調査実施者以外に疑義内容及び調査内容が漏洩しないよう、関係者の秘密保持を徹底する。
- 3 最高管理責任者は、通報等をしたことを理由に通報者に対し、不利益となる取扱いを行わない。
- 4 センターは、単に通報等がなされたことのみをもって疑義対象者の研究活動の制約や、疑義対象者に対し不利益となる取扱いを行わない。

(予備調査の実施・方法)

第12条 最高管理責任者は、通報等を受理した場合、不正行為が行われた可能性の内容の合理性等を確認するため、予備調査員を指名し、受付日から14日以内に予備調査の結果を倫理委員会に報告させる。

- 2 予備調査員は、統括管理責任者及び最高管理責任者が指名する研究コンプライアンス推進責任者とする。なお、当該事案の該当者並びに責任者は予備調査の実施者から必ず忌避する。
- 3 予備調査員は、必要に応じて、予備調査の対象者に対して関係資料及びその他予備調査を実施する上で必要な書類等の提出を求め又は関係者のヒアリングを行うことができる。

- 4 予備調査員は、本調査の証拠となり得る関係書類、研究ノート、実験資料等を保全する措置をとることができる。
- 5 予備調査員は、告発された行為が行われた可能性、告発の際に示された科学的理由の論理性、告発内容の本調査における調査可能性、その他必要と認める事項について、予備調査を行う。
- 6 告発がなされる前に取り下げられた論文等に対してなされた告発についての予備調査を行う場合は、取下げに至った経緯及び事情を含め、研究上の不正行為の問題として調査すべきものか否か調査し、判断するものとする。

#### (本調査実施の判断)

- 第13条 倫理委員会は、予備調査の結果を踏まえ、疑義事案が本格的な調査の必要があるか、受付日から30日以内に判断し、本調査を行うか否か決定し、所管課に報告する。
- 2 倫理委員会は、予備調査の結果から、本調査を行わないことを決定した場合、その旨を理由とともに通報者及び疑義対象者に通知する。この場合には、資金配分機関又は関係省庁や通報者の求めがあった場合に開示することができるよう、予備調査に係る資料等を保存するものとする。
  - 3 倫理委員会は、本調査を行うことを決定した場合、通報者及び疑義対象者に対し、本調査を行う旨を通知し、調査への協力を求める。疑義対象者がセンター以外の機関に所属している場合は、これに加え、当該所属機関にも通知し、調査への協力を求める。
  - 4 最高管理責任者は、本調査を実施することを決定したときは、当該事案に係る研究費の資金配分機関及び関係省庁に、本調査を行う旨を報告するものとする。
  - 5 通報者の了承がなく、本調査実施者以外の者や疑義対象者に通報者が特定されないよう配慮する。

#### (本調査委員会の設置・運営)

- 第14条 倫理委員会が本調査の実施を決定したときは、最高管理責任者は決定日から30日以内に本調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置する。
- 2 調査委員会の委員は5名以内とし、その半数以上を外部有識者とする。倫理委員会は、通報者及び疑義対象者と直接の利害関係を有しない者を委員に選定し、最高管理責任者が指名委嘱する。
  - 3 調査委員会には委員長を置き招集・運営し、委員長は最高管理責任者が指名し、調査委員会業務を統括する。また、調査委員会の事務局は技術連携部門に置く。
  - 4 倫理委員会は、調査委員会を設置したときは委員の所属及び氏名を通報者及び疑義対象者に書面により通知する。
  - 5 通報者及び疑義対象者は、調査委員会の委員に異議があるときは、14日以内に、倫理委員会に対し、異議申立てをすることができる。（様式2号異議申立書）
  - 6 異議申立てがあった場合、倫理委員会は内容を審査し、妥当と判断したときは、当該異議申立てに係る委員を交代させるとともに、その旨を通報者及び疑義対象者に通知する。
  - 7 調査委員会は、調査委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。
  - 8 議決を要する事項については、出席者の3分の2以上をもって決定する。
  - 9 調査委員会は非公開とする。

#### (本調査委員会の業務)

第15条 調査委員会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- (1) 倫理委員会により決定された本調査に関すること
- (2) 不正行為の認定に関すること

#### (本調査の実施・方法)

第16条 調査委員会は、本調査の実施を決定した日から概ね30日以内に着手し、本調査を開始した日から概ね150日以内に調査結果を取りまとめ、不正行為が行われたか否かの認定結果を倫理委員会に報告する。

第17条 本調査は、指摘された研究に係る論文・データ・会計処理等の各種資料の精査、関係者のヒアリン

グ、再試験などにより実施する。

- 2 調査委員会は、通報者・疑義対象者・疑義対象者が所属する箇所およびその関係者（以下「調査対象者」という。）に対して、証拠の保全、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。この場合において、協力を求められた調査対象者は、調査が円滑に実施できるよう、積極的かつ誠実に協力するものとする。
- 3 調査委員会は、調査対象者が前項の協力の求めに応じない場合であって、調査に必要な証拠を保全するため緊急の必要があると認めるときは、必要な措置を要請することができる。
- 4 調査委員会における本調査は、不正行為に関与した者、不正行為の有無、不正行為の内容について、事実に基づき公平不偏に実施しなければならない。
- 5 本調査の対象には、疑義事案に係る研究のほか、調査委員会の判断により調査に関連した疑義対象者の他の研究を含めることができる。
- 6 調査委員会は、本調査にあたり、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏洩することのないよう十分配慮する。

（不正行為の認定）

第18条 調査委員会は、本調査によって得られた、物的・科学的証拠、通報者の証言、疑義対象者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為か否か、不正行為と認定された場合はその内容と悪質性、不正行為に関与した者、その他必要な事項について認定する。

- 2 調査委員会は、客観的不正行為の事実及び故意性等を重視し、疑義対象者の自認を唯一の証拠とした認定はできないものとする。
- 3 調査委員会は、本調査の公平・公正を確保するため、疑義対象者に弁明の機会を設けなくてはならない。また、必要に応じ通報者の出席を求め、説明や意見聴取することができる。
- 4 疑義対象者が疑義内容を否認する場合には、疑いを覆すに足る客観的証拠等を提示しなければならない。
- 5 調査委員会は、不正行為が行われなかったと認定される場合において、調査を通じて通報等が悪意に基づくものであると判断したときは、併せて、その旨の認定を行うものとする。
- 6 前項の認定を行うに当たっては、通報者に弁明の機会を与えなければならない。
- 7 調査委員会は、本条1項及び5項に定める認定が終了したときは、直ちに、倫理委員会に報告しなければならない。

（調査結果の通知及び報告）

第19条 倫理委員会は、調査委員会から認定結果の報告を受けたときは、速やかに、通報者、疑義対象者及び疑義対象者以外で不正行為に関与したと認定された者に通知するとともに、疑義対象者がセンター以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知し、対応を依頼する。

- 2 最高管理責任者は、前項の通知に加えて、調査結果を所管課に報告し、必要な措置を協議するとともに、当該事案に係る資金配分機関及び関係省庁に報告するものとする。
- 3 最高管理責任者は、悪意に基づく通報等との認定があった場合において、通報者がセンター以外の機関に所属しているときは、当該所属機関にも通知し、対応を依頼する。

（不服申立て）

第20条 研究活動上の不正行為が行われたものと認定された疑義対象者は、通知を受けた日から14日以内に、倫理委員会に対して不服申立てをすることができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。（様式3号不服申立書）

- 2 告発が悪意に基づくものと認定された通報者（疑義対象者の不服申立ての審議の段階で悪意に基づく通報等と認定された者を含む。）は、その認定について、第1項の例により、不服申立てをすることができる
- 3 不服申立ての審査は、調査委員会が行う。倫理委員会は、新たに専門性を要する判断が必要となる場合は、調査委員の交代若しくは追加、又は調査委員会に代えて他の者に審査をさせるものとする。

ただし、調査委員会の構成の変更等を行う相当の理由がないと認めるときは、この限りでない。

- 4 前項に定める新たな調査委員は、第14条第2項に準じて指名する。
- 5 調査委員会は、当該事案の再調査を行うまでもなく、不服申立てを却下すべきものと決定した場合には、直ちに、倫理委員会に報告する。報告を受けた倫理委員会は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。その際、その不服申立てが当該事案の引き延ばしや認定に伴う各措置の先送りを主な目的とするものと調査委員会が判断した場合は、以後の不服申立てを受け付けないことを併せて通知するものとする。
- 6 調査委員会は、不服申立てに対して再調査を行う旨を決定した場合には、直ちに、倫理委員会に報告する。報告を受けた倫理委員会は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。
- 7 倫理委員会は、疑義対象者から不服申立てがあったときは通報者に対して通知し、通報者から不服申立てがあったときは疑義対象者に対して通知するものとする。
- 8 最高管理責任者は、前項の通知に加えて、所管課及び当該事案に係る資金配分機関及び関係省庁に報告するものとする。不服申立ての却下又は再調査開始の決定をしたときも同様とする。

#### (再調査)

第21条 前条に基づく不服申立てについて、再調査を実施する決定をした場合には、調査委員会は、不服申立人に対し、先の調査結果を覆すに足るものと不服申立人が思料する資料の提出を求め、その他当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求めるものとする。

- 2 前項に定める不服申立人からの協力が得られない場合には、調査委員会は、再調査を行うことなく手続を打ち切ることができる。その場合には、調査委員会は、直ちに倫理委員会に報告する。報告を受けた倫理委員会は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。
- 3 調査委員会は、再調査を開始した場合には、その開始の日から起算して原則50日以内に、先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに倫理委員会に報告するものとする。ただし50日以内に調査結果を覆すか否かの決定ができない合理的な理由がある場合は、その理由及び決定予定日を付して倫理委員会に申し出て、その承認を得るものとする。
- 4 倫理委員会は、本条2項又は3項の報告に基づき、速やかに、再調査の結果を通報者、疑義対象者及び疑義対象者以外で研究活動上の不正行為に関与したと認定された者に通知するものとする。疑義対象者がセンター以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。
- 5 最高管理責任者は、前項の通知に加えて、所管課及び当該事案に係る資金配分機関及び関係省庁に報告する。

#### (最終報告)

第22条 倫理委員会は、原則として通報等を受けた日から210日以内に最終報告書の取りまとめを行う。期限までに本調査が完了しない場合は、理由を付して中間報告書を作成する。

- 2 最高管理責任者は、最終報告書のとりまとめ終了後、速やかに、所管課及び当該事案の関係機関に最終報告書を提出する。
- 3 最高管理責任者は、前項のほか本調査終了前であっても、当該事案の関係機関の求めに応じ、中間報告書を関係機関に提出することができる。
- 4 最高管理責任者は、正当な事由がある場合を除き、当該事案の関係機関への状況報告、資料閲覧や現地調査に応じるものとする。

#### (調査結果の公表)

第23条 最高管理責任者は、調査結果の公表に当たっては、所管課等と協議し、県の諸規定に基づいて対処する。

- 2 研究活動上の不正行為が行われたとの認定がなされた場合における公表内容は、不正行為に関与した者の所属、研究活動上の不正行為の内容、センターが公表時までに行った措置の内容、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を原則として含むものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、研究活動上の不正行為があったと認定された論文等が、通報等がなされ

る前に取り下げられていたときは、当該不正行為に関して公表しないことができる。

- 4 研究活動上の不正行為が行われなかったとの認定がなされた場合には、原則として、調査結果の公表は行わない。ただし、被告発者の名誉を回復する必要があると認められる場合、調査事案が外部に漏洩していた場合、論文等に故意若しくは研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものでない誤りがあった場合又は県として社会的責任が求められる場合は、調査結果を公表することができる。
- 5 前項ただし書きの公表における公表内容は、研究活動上の不正行為がなかったこと、論文等に故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものではない誤りがあったこと、疑義対象者の所属、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を原則として含むものとする。
- 6 悪意に基づく告発が行われたとの認定がなされた場合には、悪意に基づく告発と認定した理由、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を原則として公表する。

(本調査中における一時的措置)

- 第24条 最高管理責任者は、本調査を行うことを決定したときから調査委員会の調査結果の報告を受けるまでの間、疑義対象者に対して告発された研究費の一時的な支出停止等の必要な措置を講じることができる。
- 2 最高管理責任者は、資金配分機関又は関係機関から、被告発者の該当する研究費の支出停止等を命じられた場合には、それに応じた措置を講じるものとする。

(研究費の使用中止)

- 第25条 最高管理責任者は、研究活動上の不正行為に関与したと認定された者、研究活動上の不正行為が認定された論文等の内容に重大な責任を負う者として認定された者、及び研究費の全部又は一部について使用上の責任を負う者として認定された者（以下「被認定者」という。）に対して、直ちに研究費の使用中止を命ずるものとする。

(論文等の取下げ等の勧告)

- 第26条 最高管理責任者は、被認定者に対して、研究活動上の不正行為と認定された論文等の取下げ、訂正又はその他の措置を勧告するものとする。

(措置の解除等)

- 第27条 最高管理責任者は、研究活動上の不正行為が行われなかったものと認定された場合は、本調査に際してとった研究費の支出停止等の措置を解除するものとする。また、証拠保全の措置については、不服申立てがないまま申立期間が経過した後又は不服申立ての審査結果が確定した後、速やかに解除する。
- 2 最高管理責任者は、研究活動上の不正行為を行わなかったと認定された者の名誉を回復する措置及び不利益が生じないための措置を講じるものとする。

(是正措置等)

- 第28条 本調査の結果、研究活動上の不正行為が行われたものと認定された場合には、最高管理責任者は、必要に応じて、速やかに是正措置、再発防止措置、その他必要な環境整備措置（以下「是正措置等」という。）をとるものとする。
- 2 最高管理責任者は、関係する技術部門の責任者に対し、是正措置等をとることを命ずることができる。
  - 3 最高管理責任者は、第1項及び第2項に基づいてとった是正措置等の内容を該当する資金配分機関及び関係省庁に対して報告するものとする。

(附 則)

この規程は、令和元年12月10日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。



様式1号

## 誓約書

〇〇技術部門  
研究コンプライアンス推進責任者 様

私は長野県職員として、工業技術総合センターの研究活動の実施に当たり、県内産業の発展に向けた研究活動の信頼性と公正性を確保するため、次のことを固く誓います。

- 1 研究コンプライアンスを理解し、習得に努め「研究活動に係る不正行為」及び「公的研究費の取扱いに係る不正行為」は行いません。
- 2 長野県及び長野県工業技術総合センターの定める諸規程と、研究に係る事業要領等に定められた助成条件や運用ルールを遵守します。
- 3 規則等に違反して不正を行った場合は、長野県の服務規律に基づく責任を負います。

年 月 日

所属部署名：

職・氏名： (自署)

## 異議申立書

研究倫理委員会 委員長 様

住 所

氏 名

連絡先 (TEL、Mail、携帯、FAX等)

長野県工業技術総合センターの研究活動に係る不正行為への対応に関する規程第14条第5項の規定により、令和 年 月 日付で通知のありました調査委員会の構成のうち、下記の者の任命について異議を申し立てます。

### 記

- 1 調査委員会の設置を知った年月日  
〇〇年〇月〇日
- 2 異議申立てに係る委員（長）名
- 3 異議申立ての理由

### ※取扱について

- (1) 異議申立書は調査委員会設置の通知を受けた日から7日以内に、倫理委員会受付窓口（技術連携部門）に提出願います。
- (2) この書面による情報は、長野県工業技術総合センターの研究活動に係る不正行為への対応に関する規程に基づく調査のためにだけ使用し、それ以外の目的に使用しません。

## 不服申立書

研究倫理委員会 委員長 様

住 所  
氏 名  
連絡先 (TEL、Mail、携帯、FAX等)

長野県工業技術総合センターの研究活動に係る不正行為への対応に関する規程第20条第1項の規定により、令和 年 月 日付けで通知のありました調査結果について、下記のとおり不服を申し立てます。

### 記

- 1 調査結果を知った年月日  
〇〇年〇月〇日
- 2 不服申立ての趣旨
- 3 不服申し立ての科学的合理的理由 (別紙可・証拠書類等添付)

### ※取扱について

- (1) 不服申立書は研究倫理委員会から調査結果の通知を受けた日から14日以内に、倫理委員会受付窓口 (技術連携部門) に提出願います。
- (2) この書面による情報は、長野県工業技術総合センターの研究活動に係る不正行為への対応に関する規程に基づく調査のためにだけ使用し、それ以外の目的に使用しません。
- (3) 再調査の結果、不正行為が認められず、悪意に基づく通報であったことが判明した場合は、通報者の氏名の公表や懲戒処分又は刑事告発を行うことがあります。

## 申立書（告発書）

研究倫理委員会 委員長 様

住 所  
氏 名  
連絡先（TEL、Mail、携帯、FAX等）

長野県工業技術総合センターの研究活動に係る不正行為への対応に関する規程第10条第1項の規定により、下記の不正行為について申立（告発）を行います。

- 1 被申立（告発）者の所属・氏名  
所属：  
氏名：
- 2 不正行為の具体的な内容（不正受給・不正使用・捏造・改ざん・盗用等）
- 3 2の科学的合理的理由（別紙可）

### ※通報者・被通報者の保護について

- (1) 研究倫理委員会は、悪意に基づく通報を防止するため、調査の結果、悪意に基づく通報であったことが判明した場合は、通報者の氏名の公表や懲戒処分又は刑事告発を行うことがあります。
- (2) 研究倫理委員会は、悪意に基づく通報であることが判明しない限り、通報したことを理由に通報者に対し不利益な取扱いはいたしません。
- (3) 研究倫理委員会は、通報されたことのみをもって被通報者の研究活動を全面的に禁止する等、不利益な取扱いはいたしません。
- (4) この申立書による情報は、長野県工業技術総合センターの研究活動に係る不正行為への対応に関する規程に基づく調査のためにだけ使用し、それ以外の目的に使用しません。
- (5) この申立書に記載された情報の調査に関し、通報者に調査協力を求める場合があります。御承諾願います。